

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成22年9月13日(月)

開会 13時30分

閉会 16時05分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 牛場まり子委員長、清水明委員、丹保健一委員、竹下譲委員、向井正治教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 教育振興ビジョン策定特命監 福永和伸

予算経理室長 加藤正二 予算経理室副室長 藤森正也

学校教育分野

高校教育室長 齋藤俊彰 高校教育室副室長 加藤幸弘 高校教育室指導主事 天野智裕

特別支援教育室長 浅生篤 特別支援教育室指導主事 矢田昌也

特別支援教育室指導主事 伊達隆

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 野原宏司 社会教育推進特命監 小嶋浩

社会教育・文化財保護室主事 中山智子

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室主幹 岡芳正

スポーツ振興室主査 児玉史明

5 議案件名及び採決の結果

件名

議案第30号 専決処分の承認について(補正予算第5号)

議案第31号 三重県文化財保護審議会委員の任命について

審議結果

原案可決

原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 次期教育振興ビジョン(仮称)中間案について

報告2 平成23年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について

報告3 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

報告4 平成22年度第2回三重県スポーツ振興審議会の審議内容について

7 審議の概要

・開会宣告

牛場まり子委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・**前回教育委員会（平成22年9月2日開催）審議結果の確認**

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・**議事録署名人の指名**

丹保委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第31号が人事案件のため非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第30号を審議し、報告1、報告2、報告3、報告4の後、非公開の議案第31号の順とすることを確認する。

・**審議内容**

議案第30号 専決処分の承認について（補正予算第5号関係）（公開）

（予算経理室長説明）

議案第30号 専決処分の承認について（補正予算第5号関係）平成22年9月10日急施を要したため、別紙のとおり平成22年度三重県一般会計補正予算（第5号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求め。平成22年9月13日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由、平成22年度三重県一般会計補正予算（第5号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規程第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求め。これがこの議案を提出する理由である。

今回、急を要したためということで専決処分をさせていただきました。前回の9月2日の定例会の段階では、県全体の補正予算はまだ確定しておりませんでした。その後確定いたしまして、先週の10日金曜日に第九次の緊急雇用・経済対策を中心とする県全体の補正予算の一部として公表をいたしました。その際にその日時に間に合わせる必要があったため専決させていただきましたものでございます。

次のページをご覧ください。教育委員会委員長から三重県知事に対して原案に同意するという文書でございます。また、その裏面が知事から教育委員会委員長に対して意見を伺いますという照会文書になっております。

それでは、その次のページ、1ページと書いてあるところでございます。教育委員会関係分の歳出補正予算の表をご覧ください。今回の9月補正予算は、県内の経済雇用情勢が依然厳しい状況にあるという認識に基づくものでございまして、補正額は県全体で緊急雇用を中心として3億1,636万円余となっております。そのうち教育委員会関係分は、ここにございます教育総務費、保健体育費、合わせて1,668万1,000円の増額補正となっております。

それでは、その内訳でございます。次ページをご覧ください。3つ事業がございます。2ページと書いてある分です。まず、高等学校等進学支援事業費といたしまして、87万9,000円の増額補正でございます。これは現在行なっております奨学金情報を管理するデータベースシステムの改修に伴いますデータ移行、入力業務等、こうしたものに従事していただく業務補助職員1名を緊急に雇用するための補正でございます。

2つ目、特別支援学校企業就労実現支援緊急雇用創出事業費の278万3,000円の増額補正でございます。現在、特別支援学校高等部生徒の就労実現に向けて多くの企業訪問を行なっておりますが、訪問先企業の雇用や実習受け入れにかかる情報をデータベース化する業務を緊急に実施するものでございます。これは委託事業として実施する予定でございますが、委託内容としては、受託先におきまして2名の雇用を予定しております。

3つ目でございます。スクールスポーツライフ支援事業費といたしまして1,301万9,000円の増額補正でございます。これは小学校の体育行事や休み時間の運動、体育科の事業などにおきまして、体育活動のサポートに従事する嘱託員を雇用するものでございます。当初予算で28名の配置を予定しておりますが、今回、追加で嘱託員7名の補正を行うものでございます。補正予算の3事業を合わせまして10名の新規雇用を予定しております。

【質疑】

竹下委員

これはもう委託したり、あるいは嘱託員になる人たちの見通しは立っているんでしょうか。どういう方々を雇用するかということは予測しておるわけですか。

予算経理室長

予算が成立した後、ハローワークを通じて募集をかけるということでございます。

竹下委員

退職された方とかそういう方じゃなくて、若い人たちを採用するんですか。

予算総務室長

若いとか、退職とかそういう制限は加えずに募集する予定でございます。

竹下委員

となりますと、任期は決まっているわけですね、短期間ですね。

予算総務室長

はい。

竹下委員

その後はなし。

予算総務室長

はい。一応予算上では11月から3月末までの雇用期間として予定しております。

竹下委員

何度も言うけども、本当にいいのかな。若い人がこういう形で仕事をした場合に、期間が決まっているわけですね、半年とか1年とか。その後の保証がないという形で、要は就職しても就職にはならんわけですし、そういうので若い人たちの気持ちをどんどんおとしめていくというようなことにならないかどうか、非常に心配しているんですけども。それはそれではないというふうには考えてるわけですね。

予算総務室長

私としては、つなぎ雇用でございますが、かなりいい条件ではないのかなというふうには考えております。つなぎ雇用としては。

竹下委員

つなぎ雇用としてはね。つなぎの場合に、向こう側につなぐ先があればいいけども、今の状況ではつなぐ先がないことがしばしばですから、それをこういう公的な機関というか、いわば公務員を採用しているところがそういうことをしていいのかなということを懸念してるんですけども。少なくとも今の期間は助かるんだからしょうがないということですかね。

委員長

3月に期限が切れて、また失業保険をもらって次をその人は探していく。

予算総務室長

そうですね。できましたら、つなぎ雇用ですので、その間、比較的時間の余裕もございますので、そういうときに次の就職先を見つけていただく。あるいは今回の経験をもとに何かコネクションができればこれ幸いかなというふうには思っておりますが。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

・審議内容

報告1 次期教育振興ビジョン（仮称）中間案について（公開）

（教育総務室長説明）

次期教育振興ビジョン（仮称）中間案について、別紙のとおり報告する。平成22年9月13日提出。三重県教育委員会事務局 教育総務室長。

お手元の分厚い大きなダブルクリップで留めたものでございます。詳細につきましては、福永教育振興ビジョン策定特命監からさせていただきます。

（教育振興ビジョン策定特命監説明）

それでは説明させていただきます。大量の資料で本当に申し訳ございません。まず、資料のご説明からですが、一番分厚い資料の1ですが、これが中間案の本冊でございます。事前に送付させていただいた資料からは、若干脚注の位置が変わったり、あるいは漢字を統一させていただいたり、そういう微修正だけがございましてご了承ください。

それから、資料の2ですが、前回の協議会のときにご指摘いただきましたように概要版を作らせていただきました。事前に送付させていただいたものから7ページ目を追加しています。それから、最後の2ページに用語説明を2ページ付けさせていただいておりますのでご了解ください。

それから、資料の3ですけれども、補足説明として加えさせていただきました。これは事前に送付させていただいておりません。それから、参考資料として、参考資料1、参考資料2というのがございますが、まず、参考資料の1は新旧対照表というふうには書いてございます。これは4週間ほど前の8月18日に配らせ

ていただいたものからどこが変わったかを新旧で分かりやすいようにまとめたものでございます。ただ、この新旧対照表だけですと、なぜ変わったのかが分かりませんので、参考2という横長の資料も付けさせていただきます。これは教育改革推進会議等で行われている議論の内容を示したものでございまして、なぜこういう修正が行われたかが分かるようになっている資料でございますので、よろしく願います。

それでは、今日は説明といたしましては、資料の2概要版を用いまして主に説明させていただきます。総論は何度も説明させていただきましたので、各論を中心に話させていただきます。まず、5ページを見ていただけますでしょうか。5ページの下半分のところに基本施策がございまして、各論がこの基本施策の6本の中に32本の施策をぶらさげております。色分けしておりますのは、見やすいように、この後、各施策を色別に読みやすいようにしたということとございまして、めくっていただきますと、体系図が6ページにございます。

それから、7ページですが、各施策の項目構成を書いてございまして、この7ページのように各施策には6項目、基本的な考え方から多様な主体への期待まで6項目でございます。この内、一番上の基本的な考え方、これが10年先を見据えたビジョンにあたる部分でございまして、その下、現状と課題から多様な主体への期待まで、これが今後5年間の前でいいますと、推進計画というものを作っていましたけども、その推進計画にあたる部分ということでご理解をいただければと思います。

8ページ目からビジョンの部分を中心に概要をまとめさせていただきます。主なところだけ順に説明させていただきます。まず、1つ目の学力と社会への参画力の育成という基本施策の中に、まず、学力の育成ですが、一番上にありますように、三重県の学力育成にかかる基本姿勢を示しております。何を学んだのかだけでなく、それをどう生かすのかを重視していく。そして、課題を解決する力、他者と共に学び高め合う力の育成にも意を用いることを三重県の学力育成にかかる基本姿勢、これを「一貫した「三重の学び」」と呼んでいますけども、そのようなものとして提示するということです。

それから、ここでは後、基本的に3つの項目がいわゆる学力の3つの要素に従って書いてあるわけですが、一番下の主体的に学習に取り組む態度のところもちょっと見ていただきますと、これはいかに学習意欲を子どもたちにつけていくかという部分ですが、何のために学ぶのかについて、子どもたちの目線に立ち、人生をより豊かにするために学ぶということを伝えつつ、他者も含め社会全体で幸せになるために学ぶという気づきにつなげるということで、ここの部分は、よく昔から社会のために働きなさいということを言うわけですが、若干、それでは大人目線ではないかという議論に立ちまして、やはり子どもの目線に立って、まず、あなたの人生をより豊かにするために学ぶんだよということから始めるということで、この辺が子どもの目線に立つという基本理念に沿った部分の一つの現れでございます。

それから、2つ目の特別支援教育でございますが、これは前から申し上げてますように最初の2つのところ、まず、共生社会の実現を目指した特別支援教育を推進するというところで、10年先を見据え、より地域に近いところで障がいのある子どもたちの対応を進めるということで、これが基本でございまして、そして、2つ目として、一方では特別支援学校の意義も認めていき、整備計画に基づき設置を進めていくということとでございます。

3つ目の外国人ですが、一番上に基本方針がございまして、すべての外国人児童生徒に日本の子どもたちと同等の教育を受ける権利を保障するという。それから、一人ひとりがかけがえのない社会の構成員であるとの基本認識に立っていくということ。こういったことを基本方針としていくということとでございます。ここには大変大切なことがいくつか書いてございますけども、多文化共生、企業との連携、日本語指導の効果的な推進、それから最後に社会参画力を育む教育ということで、1行目にございますけども、高等学校への進学を全日制も含めて一層促進していくということ。それから、拠点となる学校では、生活に有益な知識の習得を通して日本語学習を進めるといった社会参画力の育成を重視していくということがございます。

それから、4つ目の国際理解教育ですが、ここで大きく議論になったのは英語教育のところとございまして、なかなか英語教育を受けてもしゃべれるようにならないとか、そういったところが推進会議では問題になりまして、2つ目にありますように、英語による聞く、話す、読む、書くのコミュニケーション能力の向上を図るところが重要なと思います。

それから、そのためにも一番下の にありますように、2行目ですが、英語が話せる、あるいは外国文化の中で過ごした経験のある教育人材を、あらゆる任用制度を活用して増やしていく方向を目指すということとでございます。

それから、キャリア教育、5つ目ですが、キャリア教育についてはよくインターンシップとかがクローズアップされるわけですが、やはり基本的なところを押さえていく必要があるだろうということで、1つ目の

ですが、すべての教員が働くことの尊さとか、職業には貴賤がないこととか、働くことには厳しさや責任が伴うこととか、こういったことを確実に伝えていく。それから、子どもたちの生涯を見据えた指導を行うということ、本県のキャリア教育の基本として押さえていくということが重要かと思えます。

そして、次にありますように、組織的、系統的なキャリア教育とか、職業を体感できる機会の充実とか、

この辺がインターンシップですけども、この辺を図っていくと。

そして、4つ目の にありますように、社会や政治に対して無関心な若者が増えているということがございますので、社会や経済の仕組みを理解し、社会に積極的にかかわろうとする態度等の育成を目指した自立した社会人としての必要な知識や能力に関する教育内容をキャリア教育に導入するということについて研究を進めていくということで、いわゆるシチズンシップ教育について深めていこうということでございます。

6つ目の情報教育につきましては、真ん中の情報モラル教育が非常に重要となってきておりまして、2行目からありますように、携帯電話やインターネットの利用については、学校、家庭、地域が連携し、安全で適切な利用方法の指導を徹底するというので、使用を制限するのではなく、やはり安全な利用方法の指導をしていくという方向を示してございます。

7つ目の幼児教育ですが、これにつきましては、1つ目の にございますように、家庭、地域との連携が非常に大切でございます。幼児教育は特に大切でございます、その辺を書いてございますのと、2つ目には、こういった幼稚園等施設、幼稚園等施設とは幼稚園、保育所、認定こども園のことですが、地域に開かれた次世代育成の拠点となる方向が大切ということと、最後の には、今、議論されている子育て施策一元化の方向性を注視していくということも盛り込んでございます。

それから次に、豊かな心の育成にまいりまして人権教育ですが、まず1つ目の に、4行目からですが、人権教育基本方針に基づき進めていくということがまずございます。それと、ここで重要と思えますのは、一番下の です。これは2つ目の 、3つ目の 、4つ目の は人権教育基本方針の3つの目標に沿って書いてあるんですが、一番下の ですが、2行目からございますように、一人ひとりが自尊感情を高め、自らの進路や生き方に対して主体的に選択して行動できるように支援するというので、このあたりも基本理念の子どもたちの目線に立った教育ということと共鳴する部分かなと思います。

規範意識の育成が次にございます。規範意識の育成についても、やはり教育改革推進会議の中では学校だけでは難しいというのが非常に言われておりまして、一番上にありますように学校・家庭・地域の連携が必要ということと、それから、2つ目、3つ目の には基本理念の子どもたちを信じという部分が現れている部分でございます、2つ目の は、規範意識は子どもたちが自らの心を耕して身につけていくものであって、待つ姿勢を重視した指導が大切ということがありますのと、3つ目には、毅然たる指導も大切だけれども、それでもあくまでも子どもたちの目線立つんだということが書かれてございます。

それから、3つ目にいじめや暴力を許さない子どもたちの育成ですが、まず1つ目の として、2行目から3行目にかけて、いじめを許さない、見て見ぬふりをしないことが、当然の価値観とされる社会づくりまで目指すということを掲げてございます。

それから、3つ目、問題解決に向けた組織的な対応としましても、1行目にありますように、被害に苦しむ子どもを徹底して守る。それから、2行目にありますように、学校だけで対応が困難な場合は関係機関と連携し総力で解決にあたる。それから、困難事例に対応するための支援チームの設置等も検討するということも書いてございます。

その次の の子どもたち自身が自分たちで問題解決に向けて行動する力をサポートするというのも、子どもたちを信じた部分でございます。

13 ページにいきますと、4つ目に居心地の良い集団づくりということで、不登校のことがございます。この不登校の1つ目の にも3行目からですが、子どもたちに互いを尊重する心を培うと共に、一人ひとりの自尊感情や充実感を高める。社会性や自立心を育む教育活動を展開するというので、子どもたちの目線に立った教育について触れておりますし、2つ目の にも不登校については、広く進路の問題ととらえ、子どもたち一人ひとりが社会的自立に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方支援を進めるということで、これは平たく申しますと、子どもたちの人生を大事に考えて指導していくということでございます。

それから、ここでは5つ目の にございますように、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を進め、スクールソーシャルワーカーを中心とした連携体制の構築を目指すということも盛り込んでございます。

5つ目の高校生の学びの継続、中途退学への対応ですが、これは見出しを追っていただきますと分かりますが、1つ目には、意欲をもって高校進学できる状況の創出ということで、高校に行くまでのそういう目的意識の持たせ方が大事だという部分がございますのと、2つ目は、高校入学の適応指導の充実が必要。それから、3つ目には再チャレンジができるように仕組みを整備していこうということと盛り込んでございます。ここでは中途退学というのは必ずしも悪いものばかりではないと。だから、そういう進路を変更するものに対しては支援をしていこうと、そういう姿勢が一番最後の3つ目の に表してございます。

14 ページ、環境教育です。環境教育で特に押さえておきたいのは一番上の でございまして、環境教育につきまして1行目、持続可能な社会の構築に向け、教育の果たす役割の重要性が高まっていくということ

で、これは10年先を見据えると環境教育はますます重要になるだろうということを書いてございます。

そして、後3項目書いてあるわけですが、特に3つ目ですね、環境に配慮した学校づくりということで、日常の学校生活の中で節電とかいうことに子どもたちが教員と一体となって取り組んでいくということが非常に大切ではないかと、環境マインドを高めることになるのではないかとということを書いてございます。

7つ目の文化芸術活動、読書活動ですが、1つ目には文化芸術活動について書いてございまして、2行目から3行目にかけて、本物の文化芸術に直接触れる体験活動を充実するという事です。

読書活動については、3つ目、4つ目の で書いてございますが、特に4つ目の 学校、家庭、地域が連携する、社会全体で子どもと本をつなぐ取組を推進するという事です。教育改革推進会議でも子どもに読書の習慣をつけるのには家庭の影響が非常に大きいというような議論がございました。

それから、15 ページにまいりまして、郷土教育の推進です。ここでは一番最初の が非常に重要かと思うんですが、第1回の教育改革推進会議で竹下委員が限界集落のことについて話していただきましたが、そういう問題もございまして、10年先を見据えれば、郷土を大切に守ろうとする心や地域に貢献しようとする態度を養うことの重要性が一層高まるということで、郷土教育の重要性がこれから非常に高まるだろうということを書いてございます。

そして、2つ目の にございますように、郷土教育のあり方としては単にローカルな人を育てるんじゃないよということが大分議論になりました。そして、2行目から3行目にかけて、国際社会で活躍できる資質の育成という視点を併せ持ちながら、心の土壌として郷土への愛着を育むんだということです。ですので、郷土の未来を担う人材を育てるのと、次にありますように将来、世界で活躍する者にも郷土を大切にすることを促すんだという2つの側面で育てていくことを盛り込んでございます。

3つ目の基本施策、健やかな体の育成ですが、1つ目として健康教育です。2つ目の にございますように、2009年の4月に学校保健法が学校保健安全法に変わっております。それでいくつか規定が強化されております。今後は子どもたちに心の健康にも一層目を向けて、養護教諭を中心とした保健指導・健康相談の充実を図っていくということでございます。今は保健室へ行く理由は体の問題よりも心の問題のほうが多いというデータも出てございまして、心の問題に一層目を向けていくということでございます。

それから、16 ページにいきまして、食育でございます。食育もいくつか大切なことばかりここにならべているんですが、ここで特に触れておきたいのは、意外と見落としがちな3つ目のことについて触れさせていただきます。食育は全教員がかかわるのはもちろんですが、教育活動全体を通じて推進するという事で、キャリア教育とか、道徳教育とか、環境教育とかと、いろいろそういったものと関連づけて、双方の効果が上がるように創意工夫を行うと。これは食育に限ったことではございませんで、今回、今、説明しているいろんなことはそれぞれ関連させて、双方の効果が上がるように工夫ができると思われまして。ここに特に書いてございますが、私どもとしては今回、教育振興ビジョンに書いたものをすべて教員に押しつけてというか、教員の仕事を増やしていくという意味でやっているのではございませんで、こういった様々な重要なことを提示して、それぞれに関連づけていただいて、効果が上がるように創意工夫を行なっていただきたいという思いも込めておりますので、このところに盛り込んでございます。

それから、3つ目の体力の向上ですが、1つ目の に、各学校が体力づくりへの積極的な姿勢を方針として掲げる。これがまず重要でございます。それから、2つ目、3つ目にありますように運動を楽しむ、運動で認められる、それから、3つ目の にございますように、基礎、こういったところを重視していきたいと。それから、最後の にございますが、運動部活動として、これは1行目から2行目にかけて、学校教育の一環として生徒の健康や学校生活、地域活動とのバランスに留意、配慮しつつ一層推進するという事を盛り込んでございます。

17 ページにまいりまして、4つ目の基本施策でございます。まず、子どもたちの安全、安心の確保をここで一番最初に持ってきてございます。1つ目の にございますように、この安全、安心の確保については、社会全体で協働していく方向を目指す。特に社会全体で協働することが重要な施策でございます。

それから、三重県の特徴としまして、3つ目の に学校防災の推進を特出しで掲げてございます。これはここに書いてございますように地震の脅威とか、それから局地的大雨の増加による災害の発生が非常に危惧されておりますので、三重県の特徴としまして、防災教育のことを特出しで書かせていただいた部分でございまして。

それから、2つ目の教員の資質でございます。まず、1つ目の を見ていただきますと、教員に求める資質のことが書いてございます。これまで教員に求める資質は、2行目からでございますが、情熱と使命感、それから、専門的知識・技能、それから豊かな人間性の3つがあったんですが、今後は子どもたちの目線に立って考えることのできる力も重視していくということで、これも基本理念の子どもたちの目線に立つという、そういうところが現れている部分でございます。

それから、3つ目の研修のことでございますが、キーワードだけ読んでいただきますと、授業の改善を重視する。それから、2行目の最後にありますように校種間で交流する多様な取組を行う。それから、最後の行にあり

ますOJTによる人材育成を推進する等がございます。

18 ページにいきますと、教員が働きやすい環境づくりがございます。これは前回の教育振興ビジョンにはなかった項目を新たに加えたものでございます。2つ目、3つ目の にございますように、外部人材の積極的な活用、それから多様な専門職種の導入、それから、4つ目の には教員の精神的負担の軽減等がございます。ここには学校に対する法律相談的な支援を行う等がございます。

それから、4つ目の幼児期からの一貫した教育ですが、重要なのは1つ目の でございます。子どもたちの一人ひとりのその指導上の情報を確実に引き継いでいく仕組みを確立することについて検討していくということでございます。2つ目の には、節目の時期における指導について重視していくということも書いてございます。

5つ目、学校マネジメントですが、これは学校経営品質を新たに施策として位置づけたものでございます。

それから、6つ目の学校の適正規模、適正配置ですが、まず一番最初の が小中学校の適正規模の考え方ですが、4行目から5行目にありますように、地域の実情等を考慮しつつ、教育活動の活力を維持、向上させる観点から、適正規模に努めていくということです。高等学校の適正規模については、2つ目の ですが、一番最後の結びを見ていただきますと、そのあり方を検討しますというふうに結んでおります。来年で再編活性化計画が切れますので、来年1年かけてこのあり方を検討していくという方向、書きぶりにしてございます。

20 ページにいきまして、特色ある学校づくりでございます。ここも重要なものが並んでいるんですが、特に2つ目の にありますように、入学者選抜制度につきましては、2行目から3行目にかけて、「法改正を前提とした制度廃止」も選択枝の1つとして中期的な課題としつつ、より適正な選抜方法となるよう、制度改正を図るということです。4つ目の の中高一貫教育につきましては、2行目から3行目にかけて、併設型中高一貫校や中等教育学校の設置も視野に入れながら引き続き、推進ということでございます。それから、ここでは一番最後に小中学校における特色ある学校づくりにつきましても盛り込んでございまして、ほとんど他県にはない項目ですが、三重県としては小中学校も重要ということで盛り込んでございます。

それから、8つ目の開かれた学校づくり、これは基本理念にある学校、家庭、地域が一体となってというその実現に向けては大変重要となる施策でございます。見出しを見ていただきますとわかりますように、2つ目の には開かれた学校づくりの推進ということで、すべての学校においてそれを進めていくんだということが書いてありますし、3つ目の には、地域の教育力の活用、そして、地域に根ざした学びの拠点としての学校の活用ということを盛り込んでございます。

21 ページ、9番目の学校施設の充実ですが、これも見出しだけ追っていただきますと、安全・安心な施設、それから、施設のバリアフリー、弾力的な施設づくり、環境への配慮、地域文化・特性を活かした施設づくりということで、こういうことを重視していくということでございます。

5つ目の多様な主体で教育に取り組む社会づくりの基本施策ですが、まず、家庭の教育力の向上です。これは非常に県民懇談会等でも県民の方々の関心が高かった部分なんです。6つ がございます。その内、上2つはこども局を中心に取り組んでいる部分でございます。大体の他県のビジョンではこの辺だけしか書いてございません。三重県としてはより踏み込んだビジョンとさせていただこうということで、3つ目、4つ目、5つ目、6つ目の は教育委員会がどうそれにかかわっていくのかということについて書こうとしております。3つ目の には学校等の子育て相談機能の発揮。4つ目として、子どもたちを通じた保護者啓発支援。5つ目として家庭教育の充実に向けたメッセージの発信。最後に親となるための教育の推進ということを盛り込んでございます。

もう少しで終わります。地域の教育力の向上ですが、1つ目の として、この「地域全体で子どもたちを守り育てる」状況の創出が重要ということで、1行目から2行目が重要だと思いますけれども、子どもを持つ家庭だけでなく、すべての地域住民に対して働きかけを行うということです。2つ目の には地域による学校支援を推進するというので、他の施策にもいくつか書いてございましたが、ここに一番詳しく書いてあると思いますが、1行目から2行目にかけて、外部人材の参加により教育効果が高まる業務、教員では限界のある専門的業務、教員でなくてもできる業務に地域人材を積極的に活用するというのでございます。

それから、3つ目にありますように、教育資源の地域への還元も重要ということです。最後の基本施策として社会教育・スポーツでございますが、まず、1つ目の社会教育としましては、2つ目の にありますように、学校教育と社会教育の連携、融合が非常に大事ということで、公民館活動の学校教育への活用など、社会教育と学校教育とを積極的に結びつけると。そうすると、3行目から4行目にかけて書いてございますが、子どもたちの豊かな心の育成と地域住民の生きがいの増進が同時に実現できると、そういう方向を目指していこうということでございます。

後、3つ目にありますように、新しくつくられる新県立博物館の活用についても検討を進めていくということでございます。

そして、最後のページですが、2つ目の文化財の保存・継承・活用、これも1つ目の にございますよう

に10年先を見据えたら、この少子化が一層進行して、この保存・継承・活用はもっと難しくなるだろうということがございますので、やはり次代を担う子どもたちに着目した取組が重要ということで、それで2つ目の にございますように、本物の文化財に親しむ機会を確保していくんだということにつながっていきます。3つ目の には、文化財を活用した地域づくりということにも触れてございます。

最後の地域スポーツの推進ですが、1つ目の にございますように、まず生涯スポーツという部分については、広域スポーツセンターや総合型地域スポーツクラブの充実を進めていくと。これを核にしていくということがあります。そして、3つ目の 競技スポーツに関しましては、10年先を見据えれば国体なども視野に入れる必要があるということで、一層の推進を図っていくということで、4つ目、5つ目の にありますように、ジュニアからの一貫した教育、それから優秀な指導者の養成、確保を進めていくということでございます。

24ページが第4章について書いてございまして、基本理念の学校、家庭、地域が一体となってというこの部分を実現するために大切なそれぞれの役割について触れておりまして、一番読んでいただきたいところに配色をしております。こういったことでまとめさせていただきました。

後少しだけ、もうすぐに終わりますので、資料3、これが補足説明でございます。資料3の1つ目は策定計画でございまして、このような会議をずっと開いてまいりました。教育改革推進会議関係は32度の会議を開いてございます。合計で32回開いてございます。それから、3ページを見ていただきますと、2として策定にかかる主な留意点について書いてございまして、ここの四角の中に各部局との連携にかかる主な事項というのが書いてございまして、各部局ともこれだけ連携を記してございます。ご覧いただければと思います。

それから、4ページ目、5ページ目、6ページ目には、今、ちょっと説明をしましたけども、その中でも特徴的な部分とか重要な部分についてピックアップさせていただいております、このあたりが今回のビジョンの特徴になってくる部分ではないかということで書させていただきました。

そして、最後に7ページでございます。今後のスケジュールでございます。この後、我々としては、9月中旬から10月中旬にかけてパブリックコメントを実施していきたいと考えておりまして、10月、11月の教育改革推進会議を経まして、できたら11月の下旬、教育委員会に議案として提出させていただければと考えております。具体的な日にちにつきましては、まず、パブリックコメントにつきましては、今のところ我々目指しております日程は9月17日から10月18日でございます。通常1ヶ月ということで10月16日がいいんですが、土曜日に当たりますので、大事をとって月曜日の10月18日にさせていただきたいと思っています。それから、11月下旬の教育委員会、できたら11月24日に提出させていただければと考えております。

説明が長くなりましてすいませんでした。以上でございます。

【質疑】

竹下委員

いいですか。このパブリックコメントのときに概要版を出す。出したほうがいいということで概要版を作ってもらったんだけど、これ概要版じゃないですよ。こんなもの読めないですよ。普通は。何をしたいかということだけを書けばいいんだから、こんなふうに細々書く必要なんかは全くないと私は思いますし、大体県民のパブリックコメントを取るときに、これを全部読んでコメントするというのは不可能に近い。それで、前回、誰かが、県民はみんな部分的に自分が感心のあるところだけを読んで、その部分にコメントするんだという話がありましたけども、やはりパブリックコメントは全部読んでもらって、特にビジョンですからね、全部読んでもらって、そして、それに対するコメントをしてもらう必要があると。これが実施計画なら別ですよ。だから、前回は実施計画の意味もあるということもありましたけども、少なくとも実施計画の部分と、それからビジョンの部分とは分けていく必要があるということが言えますし、ビジョンを示してビジョンに対するコメントをもらわなくてはいけない。これでは分からないと私は思いますから、私としてはこれは認めるわけにいかないですね、ビジョンとしては。中身もいろいろ私から言わしていただければ矛盾するところがあり、あるいは全然見当外れのところがあるというふうにも思いますけども。

以前、私が前回で郷土教育というか、郷土が大事だと、郷土が滅んでいくのを黙って見とるのかというようなことを話しましたが、その反論として国際人の教育がというのがありましたけど、私自身は今の日本人の中ではかなり国際的な人間だろうと自負してます。少なくともいまだに70歳超してからでも、いまだに外国に頻繁に行きますし、向こうで講演したりもしますし、あちらの人間が私を訪ねてくれたりもするということがありますから、それ以前の経歴は別として、少なくとも今でも私は外国といろいろ交流してます。韓国にもこの前も講演に行ってきましたし、イギリスにも3月に講演を大分してきました。そういうところからいきますと、国際人としての教育がというような、国際人として活躍するためには日本のことが分からなくてはならない。そのためには郷土のことがまず分からなくてはならないというのが私の信念ですけ

ども、その際にここで重要視しているのは英語教育は何とかせないかんとか、あるいは外国人との感覚なんかを重要視していると思いますけども、そんなものは要らないと思うんです、私は。

私の体験でいきますと、私どもは30歳ぐらいからかなり頻りに外国に行ってますけれども、例えば教員という種類の範ちゅうでいきますと、一番英語を覚えるのは英語が全くそれまで英語を勉強してこなかった、こんなことという失礼に当たるかもしれませんが、私の友達の関係の話ですから、ちょっとご容赦願いたいのですが、体育の先生が一番真っ先に英語を覚えるんです。その人たちは英語教育というのはほとんど受けてきても全部さぼりとおしてきたと。という私の友だちですが、その連中は真っ先に覚えます。二月もおれば完璧にペラペラになれます。完璧に向こうの本も読めるようになる。一番苦手なのは、これも私のかかなり複数形の友達の話ですが、英語の先生が一番英語ができない。これは日本で生半可な英語の教育を受けていって、本は読める、文法はよく知っているということがありますから、イギリスなんかに行きますとそれとは違うもんだから、現実にしゃべられている言葉は全然違う言葉ですから、完全にパニックになってしまって、さっぱり頭の中に入ってこなくなってしまうということがありますから、一番できるのは英語を全く知らなかった人たちです。だから、英語教育を受けてきた人たちがその反対側において、その間に普通の人たちがばらまかれていくなると、英語教育を日本でしないほうがあちらではちゃんと話せる。20歳になろうが、30歳になろうが、イギリスやアメリカに行けば、多分英語ができるようになります。私も何十人かの友達のいろんな今までの体験からいけばそういうことになってきますから、ここら辺で生半可な英語を教えるのはちょっと問題だろうと。

ここで例えば9ページに向こうでやってきた人たちに教えてもらえばいいじゃないかということですけど、これも同じだと私は思っています。ネイティブな人たちに教えてもらうのはいい。だからネイティブな人たちとしゃべるためにその人たちをいっぱい採用するというのは大賛成ですが、日本人が英語でしゃべる言葉を一生懸命教えるなんていうのはあんまりいいことはないというか、役立たないというふうに私は思っていますけども。そういう面からいくと、それで重要なのは国語教育のほうが重要ですし、かなり郷土の教育も重要だろうと。方言も分からずに外国が分かるわけがないというのが私の信念ですが。そういうようなこともありますし、一番問題なのは、さっき言ったように中身がさっぱり分からないというのが多すぎるところが一番問題だと思っていますが、これそもそも学習指導要領と一致するんですか。矛盾しないですか。

教育振興ビジョン策定特命監

矛盾はしておりません。

竹下委員

学習指導要領でもこういう子どもを中心というのがあるんですか。例えば規範意識の教育なんていうときに、これを子ども中心にやってきて規範を教えることできるのかなというような気がしますけど。厳しい指導が重要だけでも、しかし、子どもにという感覚になってきますから、上からたたき込むんじゃないですよ。となってくると、ここにも私のか細い最近の体験でいけば、私は今1歳半の孫に完璧に酷使されてますけれども、完全に向こうのほうが上です。私が鍛えることができませんから、ルール違反であれなんであれ、私のほうは完璧なる奴隷のごとく従ってますけれども、そんなことになりかねないんじゃないかなという気がしていますけど。だから、その辺をちょっと全般的に子どもの目線で見るといいことだと思いますけども、そうでは通用しない面もかなりある。

それから、勉強させるときに主体的に学習に取り組む態度というようなことがありましたけども、これは理想形でしょうけれども、こんなこと現実に実現できるんでしょうかね。勉強が初めから好きだというふうな子がいるんでしょうか。それを好きにさせるためには本をいっぱい読ませるとか、あるいはそういう環境をみんなで作ればいいですが、そういう家庭でない場合もある。そういう地域でない場合もある。そういう子どもたちに本を読む楽しさを教え込もうと思えば、学校でいっぱい読ませないといけないと。読まして初めておもしろさが分かってくるということのはずですから、それを言葉でいくら読書が楽しいんだ。だから勉強すれば人生がより豊かになるんだとか、そんなことを子どもが分かるだろうかという気がしています。特にこれが小学生が対象であるならば、高校生ぐらいならばいいかもしれませんが、遅いかも知れませんが、手遅れだろうと私は思いますけども、小学生ならばこういうことはちょっと通用しにくいんじゃないかなというような気もしていますけども。そういうような細かな点多々ありますし、ただ、一切このようなことは止めにして、もっと大まかにずどんと出すだけでいいんじゃないかなと、少なくとも概要版はね。そういうふうな形でこれの5分の1ぐらいにさせていただく、細かな説明はいいということでもいいんじゃないかと思っていますけども、どうでしょうか。他の委員の方々はどうでしょうか。

丹保委員

用語についてまとめていただいていますね。これは非常にわかりやすいんですが。

それから、概要はもう難しく必要ないって言ってたんですが、一生懸命がんばったということは評価したいと。私もどちらかという、こういうことに興味がありますので、一般の県民としてちょっと違った感

覚を持っているのかも知れませんが、この大きなやつ全体を見せられれば、かなり抵抗がありますが、大分分かりやすくなったんじゃないかなと思います。竹下委員より少し甘い評価なんですけど、そういうふうには思います。内容的にはいろいろ意見があるんですけど、例えば英語教育の問題なんかでは、一方では低学年からそういうのはやらなくてもいいという英語専門家ももちろんいらっしゃいますけど、また一方では小学校から英語を取り入れなさいという方向もありますので、おそらく今、文科省は英語教育を小学校からというのは決定されてますので、おそらくそういう方向に従ったのではないかと。私はどちらかということ、本音は竹下先生のような意見なんですけど、ただ、大きな方向としてはそちらへ向いているので、公の教育委員会としてはそういう方向に向かったんじゃないかなと推察をしております。

部分的に細かいところ、もう少しもちろん分かりやすくすればいいんですけど、これを全部削除しようと思うと、かなり勇気が要るので難しかったんじゃないかなというふうにも思います。細かいところをお伺いしたいんですけど、新旧対照表でどうしてかなというところがいくつかあったのでお伺いしたいのですが、7ページの(4)ですけど、数値目標がかなり変化したというのが、「生徒等」とかが入ったからなんですか。まず1つですね。

教育振興ビジョン策定特命監

ここの数値目標の説明の中の2行目を見ていただきますと、「地域の国際活動への参加等」、これが入っております。ですので、対象を拡大したという、広く見たということです。

丹保委員

この下線が入ったためにこうなったということですか。

教育振興ビジョン策定特命監

そうです。

丹保委員

それから、かなり数値目標の単位が違ってきたりしてるんですけど、例えば19ページの上のほうに100校が110プログラムというふうに、これはどうしてこういうふうに変えたのですか。

教育振興ビジョン策定特命監

これは右側、変える前は教育委員会が所掌する事業の実施コースがあったわけですが、これから生活・文化部から申し出がございまして、私どもも一緒に目標を担いたいということでございまして、部局連携で目標を設置させていただきました。

丹保委員

教育委員会だけでなく、県全体ということでこうなったということですね。

教育振興ビジョン策定特命監

そうです。

丹保委員

それから、私もそれほど時間をかけてきちっと照らし合わせたわけじゃないので、本編を見なきゃいけないんですけど、23ページの主な取組内容ということで「家庭への啓発」というのがあるんですけど、右側のほうは下線があるんですけど、これは全部削除したという意味ですか。

教育振興ビジョン策定特命監

そうです。

丹保委員

これは空白はなくなったということですね。

教育振興ビジョン策定特命監

そうです。

丹保委員

それから、27ページの一番上なんですけど、今後の基本的な取組方向で、以前は教員養成というように書いてあったんだと思いますけども、教員養成機関と教育委員会との連携ってありますけど、この教育委員会というのはどのような教育委員会を指すんですか。

教育振興ビジョン策定特命監

私どものものです。

丹保委員

県の教育委員会ということですか。ね

教育振興ビジョン策定特命監

そうです。

丹保委員

それで、採用選考の充実、選考の充実って、普通使うかなという気がするんですけど、使い方があるかもしれないので、一度見ておいてください。あるのかも知れません。

それから、これも数値が大分変わっているんですけど、40 ページの上のほうなんですけど、一番上の熊野少年自然の家、鈴鹿青少年センターにおける自主事業への参加者数というふうに書いてありますが、社会教育関係者ネットワーク会議への参加者数というふうに変えていますけど、これはどうしてこういうふうに変わったんですか。

教育振興ビジョン策定特命監

数値目標につきましては基本的に各施策に掲げています基本的な考え方の進捗が把握できるものということで、できるだけそれに近いものを掲げるように努力しております。最初に掲げているこの特定の施設におけるこの参加者数よりも、もっと今後の社会教育のこと考えれば、こういう人材育成の数値目標にしたほうがいいのではないかとということで、そのほうが基本的な考え方に近いということで、数値目標を変えさせていただいたということです。

丹保委員

最初のやつは、あんまり個別的すぎるということで全体直したということですね。

教育振興ビジョン策定特命監

そうです。

丹保委員

それから、ちょっとこれも言葉でこれでいいのかどうか自信がないんですけど、41 ページの上のほうの「新県立博物館の整備」というふうに書いてあるんですけど、新県立博物館ができあがっているのならばこれでいいですけど、まだできあがっていないのを整備という言葉を使うのかどうか、ちょっと気になるんですけど、よくこういう使い方するのか、一般的に。

教育振興ビジョン策定特命監

整備していくということで、平成 26 年には開館します。

副教育長

期間内には整備されているということで。

教育振興ビジョン策定特命監

平成 26 年には開館します。

丹保委員

将来は整備されているからという、そういう意味ですか。分かりました。

これは審議会からの意見で取り入れたと思うんですけどちょっと気になったのは、42 ページで、事務局としては非常に困ると思うんですけどね、違う意見が出てくるので。42 ページの下のほうに「素晴らしい職業」って、これ入れてくれということですよ。

教育振興ビジョン策定特命監

そうです。

丹保委員

ただ、こういうのを普通入れるかなという気がするんですけど、職業に別に差はないわけですよ。素晴らしいということは暗黙の了解なので、よほどね、僕、逆だったらいいと思うんですけど、教職という職業が非常に軽視されているという状況だったらいいんですけど、まだそこまでいってないですよ。だから、これはちょっとそういう意見があったというだけでいいんです。別にこだわりませんが、ちょっと違和感を感じますね。これは内輪の話ですよ。教育委員会の管轄している職業ですので、これをあえて素晴らしいというような、内輪ではいいですよ、ほめてもいいんですけど、公にするとときに果たしてこういう言い方するかなというのはちょっと思いました。

教育振興ビジョン策定特命監

委員のご意見としましては、どんなご意見だったかといいますと、このビジョンを一番読むのはやっぱり教員だと。なので教員が元気になるようにそういう言葉を盛り込んでくださいという、そういうことを言われました。

丹保委員

分かりますけどね、全体的には教員支援をするとか、そういう教員の職場を支援するとかというトーンが非常に強いんですよ。だから、あえてこういうふうになると、県民からすると、なんか変な感じ。教員も見えますけど、やっぱり県民全体が見ますから、これは別にこだわりませんが、何か私としては内輪としてはこういうことは書かないんじゃないかなという気がします。私も内輪の人間として考えているのでね。あまりこだわりませんが、審議会のほうが強くそういう意見があれば、県民の代表でもありますので、そんなにこだわりませんが、ちょっと一般の県民の人が見た場合にどうかなという気がするんですけど、それはちょっと気になったとこなので、あまり竹下先生のおっしゃるようなそういう高邁な意見ではありませんので、私のほうは非常にレベルの低い語句のことだけをお話をしました。

清水委員

ずっと読ませてもらいまして、新旧対照表のところ、「からの」とか、「の」とか、「様々の」とか、いろいろと違いがあったり、「等々」はもう直っているんだろうなと思いますので、話は省かしてもらいますし、そのところで先ほど限界集落等々の話もありましたんですけど、7,000万人で成り立っていた村が、この今、限界集落で、またなくなってしまったというようなところで、やっぱり教育というところの「三重の教育」、その他「県民しあわせプラン」とか、コミュニティーの再生というのが本当に大きな課題と。共同で地域で学校をというようなところで、今、僕も現場としてはスポーツクラブ等々、地域のところに入り込んで運営しているんですけど。その中でスポーツクラブは23ページのところで、地域スポーツクラブの推進という形で、この中に入ってくるのか、何かもっと大きな意味のところ動いている気はするけどというような感じの意識を持っています。

そういうところで家庭教育にしても、私が育っていたころ、その前のところで家庭教育が本来本当にそれだけ機能していたのかなとか、高かったのかな、今と比べてそうでもない、変わりはないのかなというような感じは僕は持っています。それは逆に言うたら、家庭教育というよりは、その地域の教育力というのがあって、それは昔と今では大分違うんじゃないかなというような感じを自分としては個人的には思っていますか。何かこのビジョンのところでの子どもたちの目線に立ってということを考えるなら、これは全然違う見当外れのことなのかも分かりませんが、三重県は学校を6日制にしますとかいうようなところを立ち上げて、子どもたちを6日間見ますよとか、それで地域等々というような柱があるんじゃないけど、このところでいろいろと述べられることは読ませてもらって意味は分かるんですけど、それでこうしていきましょう、こういう方向制をというようなところというのは、この10年間でどうなのかなというふうに思います。今、私自身は。それで、どうしたらいいかなというのがなかなか、これはずっと日々、地域によって解決していくことなんかなというふうに個々としては思うんですけど。

委員長

私も資料2を読ませていただいて、かなり理解をしていますし、また、英語に力を入れるのも私の経験からしますと、子どもが幼児のときに3歳から英語をやらせてたおかげで、なかなかそういう外国人と小さいときは話をするだけの能力はなかったんですけど、ただ、思いますのには、すごく英語に興味を持ったというか、中学校に入ってからかなり英語が大好きで、別に外国人と会話をしながら育ってきたわけでもないんですが、海外へ行っても全然話せなかったのが、いきなり外国人と話ができたり、2人ともやっぱり言葉をしゃべらなくても、やっぱり3歳のときの記憶が、すごく英語を好きになることによってスラスラと会話ができただけかなという。だから、私は幼児教育というのはすごく大事ななと思います。

そんなことで私の時代と変わったことは、かなり離婚する人が大半になってきたことがすごく胸が痛いんですけど、それが不幸かという、今の方はそうじゃないみたいで、嫌な人と一緒におるほうが不幸だって言われるんですけど、ただ、子どもに対してやっぱり親がついているという、ただ、でも片親になってしまうと、生活をしていかないといかんから稼ぎにいかないといかん。子どもどころじゃないと。私は三重県の教育委員会としては、どうしてその片親になった子どもたちをフォローしていくかという。かなり子どもの目線というのを書いていただいているけど、私は自分の息子の家庭見てまして、子どもと親の考え方の違いというのがすごくあるなって、いつも会話を聞いていて思うんですけど。予習、復習のとなり、それから読書、これはかなり本当に先生方がいろんな形で子どもに読書したらたくさんの知識がつくのでいいことやということ、ただ、読書の時間を設けますとかそういうんじゃなくて、その意味をもう少し分からせてあげる。そうすれば子どももまた考え方が違うんじゃないかなと。そんなふうに自分の環境の中でのことなんですけど、そういったところを本当にフォローできたら一番いいと私は思うんですけど。どうですか。

副教育長

様々なご意見を各委員さんからいただきまして、直せるところは直させていただきたいと思いますが、一応220ページ余りの資料から20ページ余りの、サマリーとまではいきませんが、まとめさせていただいて、これでパブリックコメントを求めさせていただくことで、まず、基本的なご理解をいただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、個々に英語教育、国際理解教育と郷土教育の関係等も審議会でも出ましたし、事務局の内部でも早期の英語教育はどうかという話もありますから、小学校の外国語活動というのが学習指導要領に謳われた限り、それに則ってやっていく必要があるのかと。一方で、郷土教育を大切にしていこうと。

規範意識についても、子どもたちの目線に立つことが子どもたちを甘やかすことではないということは、審議会と部会でも意見として出ておりましたので、そのあたりについては毅然たる態度をとると。ルールを守らない場合は毅然たる態度をとるとというようなことも入れさせていただいておりますので、なにかとご理解を賜れたらなと思います。

それから、コミュニティーの再生でスポーツクラブがこんな形で動くんやらかというのは、基本的な考え方ということでありまして、これからそれをどう回していくかと。ソフト事業等も含めて今後の基本的な取組方向の中へ、清水委員が言われたような意見については反映させていければと思っておりますが、6日制

というのはなかなかこれは子どもたちを学校から家庭、地域に返そうという学校週5日制の流れもありまして、なかなかこれは難しいかと。牛場委員長言われましたように、家庭がしっかりしていないのなら、それをもう一回学校へ呼び戻せばと言われると、そうかなとは思いますが、日本全体の社会の流れの中で週5日制が定着しつつある中でどう工夫していくかと。そういう意味では総合型地域スポーツクラブが面倒を見る、地域が面倒を見る、あるいは学校では補習をしていると、力の付いてない子については、補習をするという、高校もそうですけど、小学校でもこの夏休みにも私は、玉城町の教育委員会に太陽光発電システムの祝賀会に行かせてもらったんですが、小中学校で10日間ぐらい補習をしたと。それも力の付いてない子どもたちを集めて先生が普通の授業でやれないことをやっていたということもございまして、確実に学校週5日制にはなっておって、それをどうやって補うかということを経験のほうでも工夫をされてきておるのかなということで、6日制は無理にしても、学校がどういう形で子どもたちの休みを活用するか、その都度、それぞれの市町教育委員会でも考えてもらっています。

竹下委員

私も30年前にビジョンじゃないですが、こういう作業をしたことあるんです。本田宗一郎さんが委員長のもとでやったことがあるんですが、そのときにもっと分厚い報告書をはじめに書いて、完璧に叱られて、本田宗一郎が俺を誰だと思ってるんだというような形で叱りとばしてくれましたけども、俺は高等小学校卒の人間である。こんなものが分かるはずがない。もっと短くというか、概略版作って来いと。同じようにこれぐらいの概略版作っていったんですが、これまた怒られまして、次には4ページぐらいにまとめて、さらに図で、こんな字じゃ分かんないと、図にせいという形で図にまとめるというような作業をしたことがありますけども、それをやっていくとやっと分かってくるんですよ、本当に何が重要なのか。これではまだ分からないはずなんです。何が言いたいという、三重県の教育にとって重要なのがどういう状況なのかというのが分かんたら、これをもっと短くすれば、一番ポイントはここだとか、これを何とかやらないかとかいろいろなことが分かってくるはずですから、これだけたくさんを先生方に全部理解させようなんていうことは不可能に近いです。いくら素晴らしい先生であったとしても、これは不可能に近いですから、エキスをちゃんと先生に分かってもらわないと、いくらビジョンをつくっても解読できないんですから。それを考えると、つくる側が完璧に分かって、ここだけは何とか押さえてくださいよというようなものにせんといかんわけですから、私はもっとこれをせめてこの半分ぐらいにはしてほしいと思っていますけども。

副教育長

これは中間案ということでパブリックコメントを求めるためにやや冗長にはなっております。竹下委員が言われるように、表題だけでも5ページぐらいにはなるかなと思っておりますけど。

竹下委員

表題要らないです。

副教育長

それで、先生方に分かってもらおうという最後のビジョンとして完成版は、保護者とか教職員に配付しますよね、そのときに周知版、啓発版、リーフレットを作ります。それは本当に3ページか4ページじゃないと、絵も入れないと多分、保護者が見てくれません。ですので、そういうときは教育振興ビジョンはこんなものかというの、きちんとオーソライズされたものから提案できると思うんです。ただ、より多くの人に意見をもらおうと思うと、若干この20ページにはなりますけども、このぐらいの分はないと意見はもらいづらいんじゃないかと。でないとおそらく私の勘では、私もこういうことをやったことあるんですが、総論のところの多分6ページまでは絶対要るんです。絶対要るんですね、多分。このビジョンはこんな感じになっています。体系図、2ページの基本理念というのは要りますよね。そうすると、この2ページの基本施策の真ん中のところですが、1から6ありますね、これは基本施策ですが、その下に32本の施策が並ぶわけですよ。

竹下委員

5ページは要らないでしょ。3ページ、4ページは要るかも分かんけども、この2枚はね。

副教育長

この5ページは多分要らないですよ。おそらく5ページは体系図、2ページのビジョン体系で多分いけると思うんですよ、5ページはですね。6ページも多分要りませんよね、2ページの中へ入れ込めば。竹下委員、ご聡明ですから、1ページから4ページまでは要るわねと先ほど言われました。そうすると、8ページから24ページとあるわけですね。24ページ見ますと「第4章 ビジョンの実現に向けて」というのがあります。そうすると8ページから23ページをどうするかということですね。この表題だけでも並べてくるとか、それを文章にするとか。

竹下委員

3ページも4ページもこれは文章にして書けばいいわけですが、これでは分かんないですね。

副教育長

ということで、非常に短くするのは最終の啓発用でと。教職員も誰もこんなもの多分読まないですよ。これも概要も読まないと思うんですね、保護者になったら。先生はひょっとしたら見るかも分からない、自分の好きなところだけは、自分が英語の教員やったら英語のどこを読むかも分からんし、日本史、社会の先生やったら、郷土教育は読むかも分かりません。

竹下委員

それでは困るわけです。

副教育長

それでは教員は困るんです。だけど、保護者には3ページか4ページで分かりやすいのを作りたい。

竹下委員

いやいや、全体を先生にも分かってもらわないかんわけです。

副教育長

そうです。先生には分かってもらわないと。

竹下委員

先生にも分かってもらわないといけないわけですから、あるいは保護者にも、地域の協力を仰いでいるんですから、パブリックコメントのときには分かってもらわないかと。だから、こういうもので分からないままパブリックコメントもらって作りましたというよりは、ちゃんと分かるものを出さないと。だから、その最終版に近いものをちゃんと作ってそれでコメント募集をしないといけない。

副教育長

漏れがいっぱい出ますよね、それでは。

教育長

この資料2の位置づけのところに教育基本法に基づいて地方公共団体がつくる「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」ということで、教育基本法に位置づけられて、こういうものをつくる必要があつてしてきたわけです。そうすると、この教育基本法の改正があつた中で体系的にずっと網羅されております。例えば教育の機会が均等であるとか、義務教育、学校教育、教員とか、それから新設されたものの中には、例えば家庭教育とか幼児期の教育、それから学校、家庭、地域、地域住民の相互の連携、協力という項目も新設されている。そういうものをすべて網羅しないとこの教育振興基本計画にならないというのがあるんです。だから、ある意味この項目はそれぞれ欠かすわけにはいかないの、そういう計画に基づいたうえで、竹下委員が言われるような分かりやすいものを県民に示しなさいと言われるのはよく分かるんですが、その部分をパブリックコメントを出すときに抜かすわけにはいかんというのは、それは理解していただかないと思います。

竹下委員

抜かすことできないんですか。

教育長

はい、できません。

竹下委員

三重県が重視するものというの。

教育長

それは無理です。基本的にはやはりこの教育基本法にいわれるものを網羅しながら、三重県らしさという中で、先ほど説明の中に一部何ページかありましたが、15ページのところの(8)の郷土教育の推進の中にも、国際人となるためにも郷土教育を取り入れますよという項目を入れ込んだり、学校教育の中でも三重県は防災教育を重視しますよとか、そういうポイント的な三重県らしさをその中へ盛り込んでいくと、そういう手法に構成自体がならざるを得ないところはあります。

竹下委員

それだけをパブリックコメントしたらどうなんですか。三重県が重視するところだけを。

教育長

パブリックコメントはあくまでやはり全体としながら、読みやすいものをその上へ置くというのは、サマリーを入れませうという形で、前回にご意見いただいて、まだまだ長いと言われるけども、これを置いて意見をいただくという形態にした。

竹下委員

何をしようとしているのかこれでは分かりません。これは国で決まっているから、そのとおりやるんだというんならば、1行でいいでしょ。国の決めたとおりやりますよ。三重県で重視するのはここですよというのをやればいいでしょ。

教育振興ビジョン策定特命監

私ども教育振興ビジョンとしてつくる以上は、教育振興ビジョンとして本にもなり、これからの教育委員会の指針にもなり、これからの5年間ですが、教育委員会としてやっていくこととなりますよね。そういう意味では県民にご意見を伺うときは、ある程度全体に対して意見をいただいて、ある程度オーソライズをされた段階では、本当に竹下委員の言われるとおりだと思いますので、分かりやすいものを作って県民の方に分かっていたくように努力させていただきますので、ご意見を伺うときには全体に対して伺いたいということでご理解いただければと思うんですが。

竹下委員

他がいいんならいいんですよ。

副教育長

ご理解を。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議内容

報告2 平成23年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について（公開）

（高校教育室長説明）

平成23年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について、別紙のとおり報告する。平成22年9月13日提出 三重県教育委員会事務局 高等教育室長、特別支援教育室長。

それでは、まず右肩に別冊資料と書いてあります方をご覧くださいと思います。

まず、この要項は、高等学校入学者選抜及び特別支援学校入学者募集にかかる事務手続き等について規定したものでございます。各県立学校はこの要項に則って選抜、選考事務を行います。この要項は冊子にしまして9月中旬に各県立学校、中学校に配付して事務説明会で説明を行います。この要項の中で表紙の裏面に実施日程があります。また42ページから124ページまで各学校別の実施要項がございます。これについては、6月、7月の教育委員会の定例会で報告いたしましたので、本日はそれを除いた部分の報告をさせていただきます。なお、この要項を見ていただきますと、波線の下線を付けたところと、実線の下線を付けたところがございしますが、波線の部分は変更、表記の見直し、あるいは統一をしたところがございます。また、実線の下線を付けたところは、日付、曜日を変えたところと、22年度をもとにしておりますので、日付が変わった、曜日が変わったというところの印でございます。ただ、資料として膨大でございますので、報告2と左肩に書いてある薄いほうをご覧くださいと思います。

それを見ていただきますと、1ページと2ページに主な改善点及び変更点の概要について説明をさせていただいております。また、3ページ以降は新旧対照表となっております。その表の中で「旧」というのは22年度のものでございまして、「新」が今回新しく変えた部分となっております。

それでは、1つずつ説明させていただきます。まず、1の志願者の応募資格、今、見ていただいております資料の1ページ目に、まとめてある4つの1つ目でございますが、志願者の応募資格というところでございます。新旧対照表は3ページの部分にあります。三重県立高等学校の入学志願については、出願時にどの高等学校にも在籍していないことを前提としておりますが、これまでその旨を実施要項に記載しているのは第6の特別選抜のところのみでございました。そこで3ページを見ていただきますと、新旧対照表の左側の新しい部分ですが、全日制、定時制と通信制と秋期入学者選抜、これは北星高校でございしますが、それぞれ応募資格のところに書いてあるように、「ただし、高等学校に在籍する者を除く」と明記したいということでございます。一番の理由は、平成22年4月1日から公立高等学校にかかる授業料の徴収及び高等学校等修学支援金の支給に関する法律が施行されまして、公立高等学校の授業料無償化にかかる費用が国から県に交付されることになりましたので、高等学校等に在籍している者は出願できないということを明記したいということがその理由でございます。これが1点目でございます。

続きまして、2番目の桑名高等学校衛生看護分校の廃止並びに衛生看護科及び衛生看護専攻科の桑名高等学校本校への新設に伴う措置ということでございますが、これも報告させていただいたように、平成23年度より桑名高等学校衛生看護分校を廃止して、衛生看護科及び衛生看護専攻科が桑名高等学校の本校に新設されます。そのことから、平成23年度入学者選抜における前期選抜の出願関係の書類の受付、検査及び合格内定通知はこれまでどおり桑名高等学校衛生看護分校において行いますが、3月11日の合格者の発表並びに再募集の出願関係書類等の受付検査及び合格者の発表は桑名高等学校の本校で行うこととしたいというふうに考えております。これは新旧対照表の3ページの下の部分に書いてあることでございます。これの理由は、3月から本校への引っ越し作業が始まる関係で、3月の入学者選抜にかかるものは本校にて行いたいということが理由でございます。衛生看護科については、前期で100%の募集ということもありますし、

また、これまでは再募集ということはなかったということも聞いております。

続きまして、3番目でございます。前期選抜等における追検査の受検手続きということで、これは新旧対照表でいいますと、4ページ、5ページになっています。前期選抜等における追検査の受検手続きについては、検査期日の2日目の12時までに出身中学校校長を通して志願先高等学校長にその旨を申し出るとともに、速やかに所定の手続きを行うこととしてきました。追検査、なんらかの理由で受けられなくなった者の追検査のことでございます。しかし、検査日の2日目に検査を行う高等学校がでございます。その場合、検査の途中で体調不良等により一部の検査が受けられなかったというような事態になった場合、その日の12時までに実質的に申し出ることが難しいということがございますので、2日目に検査を行う高等学校については、検査日の2日目の17時までにその旨を申し出るといふことにしたいということでございます。新旧対照表4ページ、5ページを見ていただきますと、前期選抜、それから、連携型中高一貫、特別選抜、それから5ページの通信制のところもそういうふうにしてございます。

あと、最後の4番目でございますけれども、特別選抜における変更ということでございますが、まず、特別選抜というのは中途退学等の生徒を対象にした選抜でございます。新旧対照表でいいますと、5ページ、6ページになると。ちょっとこれは複雑ですので、後で説明をさせていただきますが、主な変更としましては、各学校ごとに記載している応募資格について表記等の整理を行いました。同じようなことを言っているのに、学校によって表現が違うところの整理でございます。2つ目は四日市工業高等学校定時制課程及びみえ夢学園高等学校総合学科(夜間部)の新規実施に伴って所用の変更を行なったとういことでございます。

それでは、まず、5ページをご覧ください。まず、5ページの先ほど1番のところでは見ていただきますでしたが、まず、新旧対照の旧のところの応募資格を見ていただきますと、従来はここに「かつ出願時にどこの高等学校にも在籍していない者」という記載があったというのはここだけにあったわけでございます。ところが、1番で言わしていただいたように、全体にかけるといふことでここからは削らせていただきました。

続きまして、表記等の整理という意味でいいますと、例えば、旧のほうを見ていただきたいんですが、(2)のアの三重県立あけぼの学園高等学校の部分でございますが、(2)に「病気により」という表記がこれまではございましたが、他校のところを見ていただきますと、「何らかの理由により」、例えば伊勢まなびなんかはそういう表現がありますので、その辺を統一するというところで、新のほうを見ていただきますと、アの(ア)のあけぼの学園の(2)の部分で「何らかの理由により」という形で設定させていただきたいと思えます。また、旧のほうの(2)の応募資格のウのみえ夢学園高等学校のA、イ、ウと非常にいろいろ旧の部分では書いてございますが、これもやっぱり新のほうのように「平成22年3月以前に中学校を卒業した者等」という形で整理をさせていただきました。

一方、四日市工業高等学校の定時制とみえ夢学園高等学校の夜間部につきましては、門戸を開いていただいたと。新規実施ということですので、そういった学校でございますが、それに伴う変更としまして、新たに新のところは四日市工業高等学校が入ったということを見せていただきました。また、その新の一番下に総合学科、各夜間部10%ということで記載をさせていただきました。

6ページのほうには四日市工業高等学校の検査内容を記載しています。以上が高等学校の入学者選抜実施要項の報告でございます。

続いて、特別支援学校入学者募集要項の説明について、報告者を替えて行わせていただきます。

(特別支援教育室長説明)

それでは、続きまして平成23年度三重県立特別支援学校入学者募集要項についてご説明させていただきます。資料の2ページのところが今回、変更のありました記載事項を5項目にわたって記載をさせていただきました。なお、新旧対照表につきましては、7ページのところにございます。この2つを見比べていただきながらお願いしたいと思います。入学選考につきましては特別支援学校の高等部及び、盲学校、聾学校では、高等部と専攻科、聾学校の幼稚部というこの3種類でございます。今回、変更いたしましたところは、2ページのところをご覧ください。新たに平成22年4月に杉の子特別支援学校石薬師分校高等部ができましたので、これに合わせて所要の記載を加えさせていただきました。これが1番の項目でございます。

また、それにかかる応募資格のある者といたしまして、その保護者の住所地が鈴鹿市、亀山市にある者という規定を加えさせていただきました。

続きまして、選考の中身でございます。これにつきましては、恐れ入ります、本冊の127ページから128ページのところでございます。特に盲学校につきましては、127ページのところをご覧くださいませでしょうか。本冊127ページのところの表がございまして、この中の盲学校の選考内容としましたところの普通科のところでございます。ここにつきましては、これまで重複学級の志願者の場合につきましても、従来、学力検査等を課しておりましたのですが、実態に即して諸検査及び面接を行うという中身に変更をさせていただきました。あわせて、杉の子特別支援学校の石薬師分校の選考内容につきましても、実態に合った諸検査とさせていただきます。4番のところ、合格者の決定及び発表でございますが、特にこれまで聾学校の幼

稚部につきましては、合格者の決定の通知の規定を記載してございませんでした。それで、ここには幼稚部
を合格いたしました方につきましては、郵送により保護者宛に通知を行うという記載を新たに起こした次第
でございます。

また、その他の項目といたしまして、杉の子特別支援学校石薬師分校の住所地及び電話番号につきまして
記載を加えるところでございます。以上5点が今回の変更でございます。全体を通じまして以上が平成 23
年度三重県立特別支援学校入学者募集要項についてでございます。

以上、報告でございます。よろしく申し上げます。

【質疑】

竹下委員

齋藤さんにお聞きをしたいんですが、先ほど聞いたんですが、ちょっと理解できなかった。この1番
の志願者の応募資格を「出願時にどこの高等学校等にも在籍していない」というのね、この理由をもう1回
説明してもらいたい。どうしてそういう規定を置いた旨を明らかにしたのか。

高校教育室長

元々、二重在籍の禁止という部分がございます、当然そういうことがあるわけなんです。

竹下委員

それはどうして。今、県立高校の高校生になっている人が別の高校を受検できないというのはどういう理
由なんです。

高校教育室長

学習の機会均等ということで、みんなに等しくという部分で1人が2つの学校に在籍するということでは
できない。

竹下委員

2つ在籍じゃなくて、合格したら退学するわけでしょう、前の学校を。

高校教育室長

はい。ただ、いろんな理由がございます。ちょっと説明させていただいてよろしいですか。募集定員をき
ちっと定めるときに、中学校の卒業生数をもとにして次年度の募集定数を決めるわけ。そういう中で今
在籍している者がまた受けるということになりますと、制度そのものが根本的に覆ってしまうということ。
それから、先ほども言いましたように教育を受ける機会の均等という部分で問題がある。

竹下委員

子どもの目線に立って教育するんだから、それからいくと、今ある学校に在籍しているけど別の学校に行
きたいと思ったら、受検は当然できるんじゃないかと思うけども。それはどうしていけないんですか。

高校教育室長

そういう場合は転入学という制度も、いろんな制約は課されますども、無くはないというところもある。

竹下委員

転入学できないところを受検するわけでしょう、普通は。それはどうしてできないのかという理由を教え
てくればいいんです。どうして受検ができないようにしているのか。大学の場合には国立大でできるでし
ょう。それが県立高校のときはどうしてできないのか。理由無しでもうだめだということになっているん
ですか。上からの目線で。

副教育長

要は、例えばA高校で1年生に入ったと。在籍して学年末まで大体行きますよね。そのA高校からB高校
を受けたいという話があるわけですね。中学校3年生の例えばB高校を受けたい子が定員よりもオーバーし
ますよね。そうすると、その子が受けることで自分は安全圏に置いて、中学校のそのオーバーした子を
排除してしまう。定員を1取られるわけですね。ですので、やはりそのA高校を辞めて来てくださいねと、
受けるなら。あるいは転編入、どこかの学校へ、自分がこのA高校に合わないのなら、自分の合う学校へ転
編入という手もありますから、それでもいいですね。ただ、自分だけ安全圏に置いておいて、要は中学校
3年生の子どもたちの定員を取るようなことはしないでくださいということ。分かりやすく言えば。

竹下委員

ずっとそれやってきてるんですか。

副教育長

そうですね。それは今回のことがなぜ分かったのかということ、調査書が二重発行されるという話になって、
調査書と入学試験で合わせて判定しますから。そもそも中学校が調査書を出すこと自体がおかしいのではな
いかと本人が言ってきても、例えばA高校に入っているのに、なんで調査書を要るんやということを確認す
ればいい話で、そういうことは今まで確認されていたと私どもは思っていたんです。実はそれが平成22年、
この春に調査書を出しとったわけです。そこで中学校校長会から、それはやっぱり明文化してないでいかん

と。ちゃんと明文化してくれと。運用でやっているのではなく、僕はそこは中学校の進路指導、キャリア教育がまずいと思っているんですけども、要望を聞いて、それならちゃんとしめますので、いろいろ文言も整理してくる中で、これはきちんと出しますと。中学校の側からもそういうような要望があって、やはり現役の子と高校へ在籍している子どもたちとハンディつけるんじゃないしきちんとしてくださいねということがあって、今回の明文化になったわけということでございますので。

竹下委員

退学してから受検せよと。

副教育長

はい、籍を抜いてという形で。そこで高校無償化の話や不徴収の話をしたのですが、それは正直言って関係ないと思っています。4月1日でこの子は入学されてないですから。実は10月のところで在籍報告を求めるわけです。それに則って交付金があるわけですから。1人当たり生徒はこれだけと国が概算計上ですね、△はまた来るという話ですから、二重在籍はどっかでは解消されてくんですが、トータルのどんぶりの中ではですね。指導上ということですいません。

竹下委員

はい。それから、次、3番目の追試験のとき、「2日目の17時まで」というところがある。ここはなかなか理解できない。これは正直理解できなくて質問しているんですが。受検をしているときに別に夕方までは調子悪いということは言えるということ。

高校教育室長

1日目だけで終わる学校についてはなんら問題がないんです。学校によっては、例えばですが、1日目に学科試験を課して、2日目に面接をします。ですから、2日目がかりで試験を実施する学校がございます。そういう学校になりますと、例えば2日目の途中で非常に体調不良で出られる状態でなくなったときに、12時までと切っていますと、もうそこには間に合わない。いろいろ例えば診断書をつけるとかいう手続きが必要になってきます。追検査を受けるために。そうしますと、2日目にそういう状況になった者が12時にその手続きをできないという状況になりますので、それを2日目に実施している学校については、17時までにするということです。

竹下委員

17時まで病院に寄って診断書をもらってこいと。

高校教育室長

そういうことです。

竹下委員

はい、分かりました。

丹保委員

7ページの表1です、原則として」というのがありますね。これは原則以外というのは何か基準があるんですか。

特別支援教育室長

教育部門は肢体不自由というようにしてございますが、障がいを併せ持つ子どもさんの場合でありますとか、あるいは特定のいろんな疾患の場合について、この中で判断していただくと。例えば杉の子特別支援学校につきましても、肢体不自由と知的障がい、それぞれ分校と本校を分けておりますが、それぞれのところの重複障がいの子どもさんの関係につきましてもこれを超える場合もございますので、原則としてと書いてございます。

丹保委員

住所の問題はどうですか。

特別支援教育室長

住所地も今、志願できる区域として要項の中に定めてございますが、やはりこれまでの事例で言いますと、境界線上と申しますか、市町の単位で分けてございますけれども、しかしそれだけを厳密にさせていただくということではございまして、やはりその子の状態、あるいは特定の疾患で医療的なケアが必要な子どもさんでありますとか、一定のケアが必要な子どもさんについての救急対応、あるいは通学の条件、これらのところについても十分に勘案させていただくということで、教育相談とかの中でできる限り対応させていただく。そういう例は非常に少ないんですが、そういうところの場合を想定しております。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議内容

報告3 指定管理者が行う公の施設の管理状況について（公開）

(社会教育・文化財保護室長説明)

指定管理者が行う公の施設の管理状況について別紙のとおり報告する。平成 22 年 9 月 13 日提出。三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護室長、スポーツ振興室長。

平成 21 年度に指定管理者により管理を行いました教育委員会の施設のうち、スポーツ施設につきましてはスポーツ振興室長から、また、社会教育施設につきましては社会教育推進特命監から詳細について説明させていただきます。

(スポーツ振興室長説明)

それでは、スポーツの関係の施設についてご報告を申し上げます。スポーツ施設の指定管理につきましては平成 18 年から平成 20 年までを第 1 期の指定管理期間として 3 年間が経過をしております。平成 21 年度からはスポーツの施設につきましては 5 年間の指定管理期間ということで現在、管理を行なっているという状況でございますので、平成 21 年度、昨年度の管理状況についてご報告を申し上げます。

まず、1 ページをご覧ください。1 ページは、一番上でございますように県営スポーツガーデンと県営総合競技場で、管理者でございますが、三重県体育協会グループということでございます。この 1 ページにつきましては、その指定管理者の報告に基づきまして事務局で準備をしたものでございます。

2 ページをお願いいたします。2 ページ、3 ページ、4 ページにつきましては、その指定管理者からの報告でございます。この 2 ページから 4 ページまでの報告に基づきましてページの内容を作成しているということでございます。2 ページから 4 ページの部分を簡単にご説明させていただきます。まず、2 ページでございますが、これは管理業務状況や利用状況等が細かく記されているところでございます。3 ページの 3 につきましては管理業務に関する経費の収支状況ということでございますので、ここにつきましては、収入の部・指定管理料が 3 億 9,800 万余、利用料金として 1 億 2,200 万余、その他収入、合計が 5 億 6,200 万余と。支出につきましては、事業費、管理費、その他の支出でございますので、収支 2,000 万円の黒字であったということでございます。

そして、4 の成果目標とその実績でございますが、スポーツガーデンと総合競技場の利用者と大会数を成果目標としておりますので、利用者 36 万 6,000 人、大会 300 回、総合競技場が 22 万 2,500 人、大会数 200 回ということでございます。2 段目がその実績でございますが、それぞれ目標を大きく上回っておることが言えます。これにつきましては、休業日を月 1 回にしたり、あるいは営業時間を延ばしたりといったことが要因と考えられております。

4 ページをお開きください。4 ページは指定管理者の自己評価でございます。管理業務の実施状況 B ということで、業務計画を順調に実施したというふうに自己評価をしております。2 番 3 番につきましては、それぞれ当初の目標を達成したということで B というふうにしてございます。この 2 ページから 4 ページの報告を受けまして、もう一度 1 ページへお戻りください。1 ページの 2 でございますが、施設設置者としての県の評価ということでございます。管理業務の実施状況ということで県の評価が空欄になっておりますが、この空欄の意味は指定管理者の自己評価とおおむね同じ評価ということを意味をしております。コメントにもありますように、多くのスポーツ教室を開催して、県民が気楽にスポーツに親しめる施設としての機能の維持向上に努めたというふうに評価をしたところでございます。ちなみに平成 21 年のスポーツ教室は、鈴鹿のほうで 172 回、総合競技場が 57 回で、20 年度と比べますと、鈴鹿は 20 年度が 63 回、伊勢の競技場が 40 回ですので、大変そういった意味では努力をさせていただいているというふうと同じような評価をさせていただきました。

続いて、施設の利用状況ですが、これもさきほどの成果目標にもございましたが、休業日が週 1 回であったのを月に 1 回にするとか、あるいは営業時間を夜の 10 時まで延長するといったようなそれぞれ指定管理者の努力もございましたので、十分にこれは達成したと県としても評価をさせていただいております。

それから、成果目標とその実績ということでございますが、十分に利用者のサービスの向上に寄与をしているかということで、目標を達成したという評価をさせていただいているところでございます。

なお、総括コメントにつきましては、先ほどのコメント欄の部分と一部ここに危機管理、あるいは個人情報等の取り扱いについても記載をさせていただきますが、大変よく管理をさせていただいていると評価をしているところでございます。

続きまして、5 ページをお開きください。5 ページは松阪の野球場でございます。これは松阪市が指定管理者として管理をさせていただいております。また、これも 6 ページ、7 ページ、8 ページはそれぞれ管理者の松阪市から自己評価で報告を受けたものでございます。

7 ページをご覧ください。3 でございますが、ここは指定管理料は県のほうから支払いをしておりません。利用料金がすべて松阪市の収入ということでございます。ここは中部台運動公園という大きな運動公園の中にこの野球場がございますので、その中部台運動公園と一体的に松阪市が管理をさせていただいております。それから、4 の成果目標、施設利用者数 2 万 4,000 人、施設利用回数 130 回、その次の実績であります。利用者数は目標を上回っておりますが、利用回数につきましては 103 回ということで下回ったところでござ

います。

8 ページを見ていただきますと、それぞれ自己評価につきましてB、そして成果目標及びその実績ということで、一部利用回数が目標に達していないということでCという自己評価をしてきています。

それを受けまして、5 ページに戻っていただきますと、2 の県の評価でございますが、管理業務等につきましては先ほども申し上げましたが、中部台の運動公園と一体的な管理で良好な競技環境を確保しているということで、同じくBの評価。施設の利用状況につきましても、主に高校野球の会場として使用されているわけでございますが、人数は目標を超えていますので、たくさんの方に利用していただいたのかと。しかしながら、3 番のところにつきましては、一部回数は達成できなかったということで同じようなCということでございます。総括コメントにつきましても、特に3 番目のところでございますが、スコアボードの保守点検等ということで、昨年、県のこの施設のつきましてはスコアボードの色の塗り替えとか防球ネットの新たな設置とか、そういった安全対策も努め、松阪市さんもそういったことを理解していただき管理をしていただいています。

続きまして、スポーツの関係では最後ですが、9 ページをお願いいたします。県営のライフル射撃場でございますが、これにつきましては三重県ライフル射撃協会が管理をしていただいております。これも10 ページからその指定管理者のライフル射撃協会からの報告並びに自己評価でございます。11 ページを見ていただきますと、ここにつきましては、3 の経費の収支状況でございますが、指定管理料は県から50 万円を支払っていると。利用料金ということでそれぞれ利用者から利用料金67 万4,450 円ということでございます。そして、管理費75 万4,119 円ということで、収支差額42 万余ということで収入があったということでございます。

成果目標は利用者、やはりライフルでございますので、特定の資格を持った方々の利用ということでございます。平日というよりも土日を中心に、あるいは大会等での活用ということでございますので、目標数800 名に対しまして942 名の利用があったということであります。

12 ページを見ていただきますと、それぞれ自己評価でございますが、管理業務、施設の利用状況、成果目標等すべてBということでございます。特に管理業務等につきましては、ライフル射撃協会自らで当番を決めて、環境維持を図るためにいろいろと努力をしていただいているということでございます。それから、3 の成果目標及びその実績ですが、2 段目のところに射撃関係団体の利用拡大、いわゆる獵友会とかへも協議を進めてきたんですが、平成21 年度は利用ができなかったと。引き続きやっていきたいという前向きな取組もしていただいているということでございます。

もう一度、9 ページへ戻っていただきますと、2 の施設設置者、県の評価でございますが、1、2、3、それぞれ目標あるいは管理がしっかりできたということで、同じBの評価とさせていただきます。ここにつきましては、総括コメントにも若干ありますが、安全が何よりでございますので、そういったことも十分に配慮をしていただきながら管理をしていただいているといったこともございましたので、それも報告させていただきます。以上、スポーツに関係しましては4 施設、3 つの管理者としての報告でございました。以上でございます。

(社会教育推進特命監説明)

続きまして、13 ページをご覧ください。県立鈴鹿青少年センターについて報告をいたします。指定管理者は財団法人三重県体育協会、指定管理期間は平成21 年度から平成24 年度までの4 年間であります。ちなみに平成18 年度から20 年度までの3 ヶ年につきましても、当財団が指定管理を行っております。

それでは、15 ページの3 番、管理業務に関する経費の収支状況のところをご覧ください。収入といたしまして指定管理料6,458 万余、利用料収入が4,000 万余、その他収入等を加えまして、合計1 億1,056 万余でございます。支出のほうが事業費、管理費、その他支出合わせまして合計が1 億421 万余と。収支差額としまして634 万8,159 円ということでございます。利用料金の減免額は87 万余であります。

次の4 番、成果目標とその実績でございます。成果目標につきましては3 つございます。施設の稼働率、施設の延べ利用者数、この2 項目につきましては、その下の成果目標に対する実績の上2 つの2 項目と比較してご覧いただきますと、若干それぞれ目標を下回っております。成果目標の3 項目、利用者の満足度につきましては、実績のほうが上回る実績を残しております。

それでは、13 ページに戻っていただきまして、2 番の設置者としての県の評価のところをご覧ください。評価の項目は3 つございますが、指定管理者の自己評価はいずれもBであります。これに対しまして、県の教育委員会としての考え方でございますが、まず、1 つ目の管理業務の実施状況につきましては、新しいことに2 つ取りこんでいますが、その1 つは閑散期の利用促進であります。料金の体系を通常期と閑散期の2 つに分けまして、閑散期の利用の促進を図っています。ちなみに閑散期と申しますのは、年末年始を除いた11 月から2 月の期間であります。

それから、新しく取り組んだもう1 つにつきましては、2 交代制の勤務体制の導入であります。従来は通常勤務体制と申しますのは、17 時15 分で終了しておりましたが、遅番ということで2 時間勤務体制をずら

した体制を新たに導入をいたしまして、受付の時間を後ろに延ばすことで、例えば学校の先生方が授業を終わった後に申込み、あるいは連絡等について、夕方以降の空いた時間を利用して直接来ていただくとか、連絡を取っていただくということが可能になるように体制を変更をいたしたところでもあります。そういった利用者サービスの向上に努めたこと。それから省エネ対策でありますとか、その他、県の施策への貢献を合わせて評価いたしまして指定管理者と同じBの評価といたしました。

2番目の施設の利用状況についてであります。4月から8月、繁忙期であります。この休業日をすべて返上いたしまして営業しています。また、主催事業につきまして、青少年中心であります。幼児から青少年を超える壮年の世代まで対象とした主催事業を企画いたしまして利用者サービスの向上に努めているところでもあります。そういったところを評価いたしまして、この項目につきましても指定管理者と同じ評価といたしました。

それから、3つ目の成果目標のところでございますが、先ほど申し上げましたように、施設の稼働率、施設の延利用者数の2つにつきましては目標に達しませんでした。その理由といたしまして、県の緊急経済対策を実施した関係で、施設の改修を原因として利用の制限が発生しました。それから、昨年度は5月の連休明けから新型インフルエンザの流行がございまして、夏場以降、利用者が減少をしています。そういった指定管理者側としてはやむを得ない原因がございましたので、成果目標として最も重要と考えます利用者の満足度につきまして、目標を大きく上回る数値を達成しておりますので、全体としては目標を達成したものと考えまして、これにつきましても指定管理者と同じ評価といたしました。

総括コメント欄でございますが、一番下の「・」のところをご覧くださいますと、当施設は指定管理者の努力によって、利用者の視点に立ち使いやすい施設になっているという評価をさせていただき、ただし、今後の課題としてはさらなる利用者サービスの向上、あるいは主催事業の工夫、広報の充実を行いまして、利用者拡大に向けた取組が必要であると考えております。

以上で、鈴鹿青少年センターについての報告を終了いたします。

【質疑】

竹下委員

村木さんのほうで聞きたいのですが、最初のスポーツガーデンですが、すごく成績を上げているにもかかわらず、本人もBをつけてきていますけど、県の評価もどうしてAにしないのかという疑問があるんですが。これ以上望むべくもないんじゃないかというのは、これ以上Aはもっと上のランクなんていることになってくると、とてもそんなもの達成できないんじゃないかという気がするんですが、それが1つですね。

それから、ちょっと問題なのが、この余ったお金というのはどうするの、向こうに使い方を任せるのかどうか。

それから、松阪の野球場ですが、これは松阪市が相当負担しているということになるんだと思いますが、これをなぜ松阪市に寄付をしないのかというのが次の質問。その2つです。

スポーツ振興室長

まず、スポーツガーデンのほうをなぜAにしないのかということところでございますが、十分管理をさせていただいているということは我々も承知しているわけでございますが、順調に進んでいるというところでBという評価でございますので、特にということは。

竹下委員

来年、しかしこれより落ちたりしたらあれでしょ。Bから落ちたらちょっと今度は引っ張りださないかんでしょう。

スポーツ振興室長

今のところ、考え方といたしましては順調に日々、運営にあたっていただいて、実績も上げていただいているといったところでBという同じ評価をさせていただいているところでございます。

2点目のお金の収支のところでございます。これは指定管理者の収入ということでございますので、こういった使い方をという制限はございません。

それから、松阪でございますが、実はここは指定管理料無しで一体管理をさせていただいてということで、市の持出しも大変多ございますが、ここにつきましては野球場そのものを松阪市に譲渡するというところでございますが、それにつきましても、実は何年も前からそういった協議を市とはしているところでございますが、市もいろんな大規模改修をしてとかいろいろ条件等もございまして、そういったところで、現在も協議をしているところで、なかなかどこで折り合やすかというようなところかというふうに。

竹下委員

それは市が要らないというわけ。

副教育長

市の土地なんやね。市の土地で器を壊してもらったらもうと。

スポーツ振興室長

あるいは立派な施設に直してくれとか、そういうことでございます。

丹保委員

私も最初の数値がすごく上がっているんですね。しかも新型インフルエンザがあって、他の施設はそういう理由で少し減ったのにBにしてあるわけですね。だからBにする理由が何か他にあるのかと思ったんですね。その年度、特別に何かあったから増えたんだとか、施設の側の努力ではなくて、たまたま何かあったから増えたんだというのであればBでいいと思うんですけど、やはり評価はある程度がんばったらしてあげるというのがいいんじゃないかというのは、竹下委員と同じ意見なんですね。そういう意見ですので、今後、評価するときの参考にさせていただきたいと思います。評価してもらったらうれしいですよ、それは。別に給料上げるわけじゃないでしょ。というふうに思うんですね。本当にがんばっているような気がします。

もう1つはお金の問題なんですけど、ゼロゼロというのはちょっと不自然な感じするんです。官庁であれば予算使い切らなきゃいけないんですが、プラスマイナスゼロというのは全部使わなくてもいいわけでしょう。次年度に回せるわけでしょう、さっき言っていたように。プラスマイナスゼロになっていますよね。

スポーツ振興室長

松阪につきましては、うちからも指定管理料の支払いがございませんので、中部台運動公園と一体管理ということでございますので、松阪市の中でのやりくりでございますので、松阪については特にここを管理するために市から持出しをしておりますので、そういった事情です。

丹保委員

市の管轄なのでそうなるんですか。

スポーツ振興室長

そういうことです。

副教育長

もう全部足しても足らんわけですね。持出しが多いので。

委員長

結構メンテナンスも大変ですね

丹保委員

なるほど、分かりました。

それから、もう1つ、鈴鹿スポーツガーデンだったかな、2百万円ぐらいの利益を出していましたね。ちょっと心配になるのは、利益、利益でやり始めると、以前も申し上げましたが、それからいろんな条件ですね、長くするとか、日曜日を無くするとか、休業日を無くするとか、それによってあまり労働条件が悪くなると、問題がまた起こるんですね。それから、給料の問題もきちっとそういう形で払っているかどうかとか、そうすると、安く働かせて公務員並みの給料は払わないで安く、安くという、そういう方向になってくと困ったことになりますね。そういう点についても注意しないといけないんじゃないか。職員満足度もかなり大事になっていくんじゃないかと思います。これは意見として。

スポーツ振興室長

実は今年度からでございますが、そういったこともろもろございますので、四半期ごとにモニタリングということで我々が現地へ出向いて、いろんな項目についてチェックをする体制を今進めております。特にこのところで現在、不都合は出てきておりませんし、また、不都合がございましたら、指摘をして改善するように指導もしていきたいと思っております。

丹保委員

分かりました。

委員長

評価で現時点では事業計画を順調に実施しているというのでBでいいと思うんですが、特に優れた実績を上げたときは、またAの評価もよろしくお願ひしたいと思うんですが。

竹下委員

ちょっといいですか。四半期ごとのチェックですけどね、指定管理者制度というのは直営ではなくて、もっと裁量権を向こうに渡すというのが原則のはずですから、あんまりチェックをして縛りつけていくと、何のための指定管理者制度やら分からなくなってきましたから、そこら辺は形だけするのは別にして、あんまりやらないほうが私はいいと思うんですけど。それは丹保さんのような懸念もありますけど、そういうのが出てきたときに対処をしないといかんですけれども、はじめから事前予防でチェックしていくなら直営にすればいいんであって、この管理者制度を精緻に活かすためには放置しておくほうが私はいいと思いますけども。

スポーツ振興室長

チェックというふうに申し上げましたが、指定管理者との連携も大事でございますので、そういった面からもしっかり情報交換もしながら進めていきたいという意図でございます。

社会教育・スポーツ分野総括室長

付け加えさせていただくと、これは教育委員会だけでなく全庁的に指定管理がうまくいっているかどうか、そういう状況も把握する必要があるという観点でございますので、その辺のところ、ご理解賜りたいと思います。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議内容

報告 4 平成 22 年度第 2 回三重県スポーツ振興審議会の審議内容について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

平成 22 年度第 2 回三重県スポーツ振興審議会の審議内容について別紙のとおり報告する。平成 22 年 9 月 13 日 三重県教育委員会事務局 スポーツ振興室長。

1 ページをご覧ください。今年は次期のスポーツ振興計画の策定の年ということでございますので、第 2 回を 8 月 31 日に開催してございます。出席につきましては、15 名中 12 名ということでございます。この日は、文部科学省スポーツ・青少年局の体育官を招へいさせていただいております。内容でございますが、第 7 次の計画を策定していくにあたっては、作業部会というのをつくっておりますので、そこでの審議報告、そして第 6 次の検証といったことでございます。

それから、のスケジュールでございますが、審議会、年間、今年は 4 回予定をしていたんですが、これからの進み具合を見ますと、4 回ではちょっと審議が足りないようなことになってきましたので、1 回の追加の承認をいただいております。

（2）の意見交換でございますが、いろんな意見が出されたわけでございますが、まず、子どもの体力については学校体育の充実が必要と。特に授業デザインとか授業の工夫改善といったことが出されています。総合型地域スポーツクラブによりましては、それぞれ形態が違うので広域スポーツセンターを核にしながら支援をしていく必要があるだろうと。そして、競技力につきましては、医・科学の活用、そしてジュニアからの長期的な育成といったようなものが出され、これは主なものでございますが、大変活発な意見が出されたということでございます。

2 ページを見ていただきますと、8 月 26 日に国の「スポーツ立国戦略」というものが発表されましたので、そういったことを受けまして、文部科学省のスポーツ・青少年局の森岡体育官を招いて、その説明を聞かせていただいて意見交換を行なったということでございます。ここも委員の皆さん方、なかなか積極的にいろんなご意見を出していただいて意見交換をしていただいたということでございます。

この「スポーツ立国戦略」につきましては、4 ページに資料を参考までに付けてございますが、国のほうはその真ん中ぐらいからのところに、ライフステージに応じたスポーツ機会の創造、世界で競い合うトップアスリートの育成・強化 スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出 スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上 社会全体でスポーツを支える基盤の整備といったことで、この 5 本を柱にしながら今後、考えて進めていくといったことございまして、詳しくは 5 ページ 6 ページとあるわけでございます。こういったことも参考にしながら、今後、次期のスポーツ振興計画の策定を進めていきたいと思っております。今のところ、12 月には中間案のとりまとめをいたしたいということで、現在、作業を進めていきたいと思っております。

【質疑】

なし。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議内容

議案第 31 号 三重県文化財保護審議会委員の任命について（秘密会）

社会教育・文化財保護室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。